歴世女装考

秋

歴世女装考巻之三目録・前編之部

一　産剃ふ剃刀を用ひざる事・胎髪を少〻残す事

二　目ぢとりふ小児の髪并ふ禿の事

三　かぶろふ中剃する事

四　・ちゃん〳〵・おけ〳〵・はんかふの事

五　剃刀の再考

六　髪置・袴着・食初の事

七　深剪・髪剪

八　振分髪の事

九　額髪を剪垂ふ・耳たぶみの事

十　髪のざぐりたとふの事

帝国図書館蔵書

(十一) 髪上げ
(十二) 結髪なる髪の形状の考
(十三) 神代よりの髪の風一変なる事
(十四) 宝髻といふ髷
(十五) むかしは垂髪のさま・髪のゑだむ
(十六) まべしみて夜寝・枕屏風の本義
(十七) まべをうつして厠へ入る
(十八) 落髪を焼捨る
(十九) 髪を洗ふをまもすといふ古言
(廿) 沐 吉日
(廿一) むかしは女ハ髪の丈長りし証拠
(廿二) 下輩のさげ髪
(廿三) 兵庫とゐふ髪の風
(廿四) 島田髷の起原

通計附録とも卅一條

歴世女装考巻三

江戸 岩瀬百樹 編撰

(一) 産剃ゆ剃刀を用ひる支・胎髪を少し抜き残す事

往古ハさゝ近きもの〜まべも僧尼の外たゞ人の剃刀ハ用ひゐるといふ事をいふとゑれば
むかしハ貴賤とも髪ハ総髪髭ハ生へまゝ女の眉毛ハ鑷子にて抜くゆゑ男女
とも剃刀の入用ハなし且又剃刀ハ僧尼の法ゐ物ゆゑ忌て法ゐ刀しゐん
僧尼の物ゐる刀剃刀ハ和名抄にも佛具の部にあり又圓光大師傳ゆ大師の
母御大ゐる剃刀を呑と夢ミて生れる児ゐまゝ名僧ゆゑんといひ〜事こんゝ
是も剃刀ハ僧尼の外つゝざる物の一証とまゝ〜又類聚雑要巻四ゆ五后の御假粧
具の内にも・鋏子・鑷子・耳夫ハあまゝど剃刀ハ記又和事始巻一ゆ剃刀ハ信長殿月
代ゆ用ひたゞかゝと博学ゐる貝原先生もいゝ・ちて今の如く人皆剃刀をつゝひ
て男ハ月代をそり髭を抜き女ハ眉毛を剃風俗とゐゝなるハ百五六十年以来の

事ありむかしは事あたらしき人はかみ結うに用ひし産刑はまことに祝ひ
支あれば僧具の刑刀は用ひぞけ鋏子きとの物をもて産毛をたてまつる也
さて生まれたるむ事二歳までなりかゆうみまるは小児は熱を付く育事天性
あるべば盛んなる熱気はうさん為よ二歳までは髪を生ずれば火も熱気をあ
さぐれば消を見て知べしさて二歳の春より髪を生ず是を髪置とく祝ふ
此時魚味の祝義とは人事あり二歳までは髪を剃とは証據は源氏横笛の巻ふ
髪置の条ふ
薫の大将の二歳の時を「かくはつゆくまてことさらみいろぐたんちちとと」
あり露艸は万葉ふ月艸ともあり上古は染物とは迄くは襠の具の藍紙ふも
作る物あり古の本文ふ「つゆくさとてたくさらみいろぐ」とあるを今ふ
ぶれば小児の拵うたのかくられあるとしるやうみかりるかのけ元ぜ剪
あば拵艸むかくはりてあるくとこあべきやうはあしじのやはかみそうと用ひ
くもりひまどひて湖月はけうあり源氏の抄どもをうふ刑刀は事えぞ

けて見ふつてをうまきあるあり我ゲ近隣ふ四歳ふあるをたまくふ女ぜ童ゆう
ある日常ぜ如くゆうそびふきうしをれば毛もうの毛ふき剪ふ紙ありうれば
廊下つふ人昼寄へつまをまたうり物をどうもぜまうつ呪しぜゆうんとかからの
しろの毛をかのけ物華の紙ふ心しぜゆうみけるふいろ白ふるつくべあればまさ
みしあくあるくとして露華の疑ひ露の如く消ろをうしも客きうたるふ
紛まて童のかうしはまうぞうけうけてあるる日かの童の門を過し附童の祖母
まの孫を拘きて門ふまぜありしゲあのまゆ及ぶふ少しいうとをきたるかふるぜの人
ゆう・きの人ふ死ゲけむりの毛ゆしをきみたるゆうるゆ及ぶ毎ぜうたるゲしふ髪
ゆうふ呪しぜゆうとあるゲをさみしはふ歳ふ似あべるふいらゲうん我しぜ呪と
あるべば事ゆうる事ふ若ぐまゲあひまゲとて親ふもこうふ毛を
はきみあひしいらゲありよりや戯生事ふあるまゲと詰問ゆ至極の道
理あれば其實を結りて紙んとはりひしゲ問ふ一丁字を弁ぜる老婆ふ對ひ

源氏物語をいとんも痴愚しく且耳鼻もへらでとのひまづあまへとて
此老婆ゞ舗み老婆と倶ゝ腰かけまづ抱し杖子の帰出しる我老婆姉
むまあ我よびくらぐうす其間ゝ多りひつきられば老婆みむひ呪変ゝくも
親ゝまいこだつぐまみ毛をたきみしい吾ゞあやまう也立腹ちゆるしあゝ腹ハ
なちゆさねど呪のつけ我おきつゆさんとそあつ。ちまづ巷の変あり今年ハ己の
ゝしありあの子ハ四ツありちまづ已み四をこそ甚ゞ忌しゝ我ゆ名歳をまつうえ
絡ば悪しちまで六十をあんなる男の夫婦をくさんある人ゝ月きのえねの日己み
四を子の髪の毛をまゝしゝたきみくゆまづ歳をまつうえをとも巷の子笑あく
毎病みして六十みあやう長寿ありとまつたりきのえハきのえねあまづよびて呪
ゆうんとありひしみ遊みきたりしふあの子れゆくまあも幸ひあるべ死きゝあり
巷をとも此事を親なち人絡ゝぢりしハつがあやまりあうゝまづゆゝしあと詑
けまで老婆色我あり。ゆまゝしありがうどざうまゝと頭我さげて礼をいへ

童の母ハ立用あうとえんく立ぐ礼をのべ円でかうましたゝあまさのおとろ
ざしたまりてまうせもませう本店みも四ツのむをあゞどりままなゝひハきのえね
であみまたまきまやぬ。さやうき。やあまくゝまゝといつゝ礼をんよ偽
言の罪みをうしくて立さうけや。あちゝ今ゝ十四年以前天保四年癸巳の三月
のゆゝあうき今ゆゝみ路上の樹み草鞋の掛りある我見て戯をゝ掛ゝくゝる
み終みハ是を草鞋天王とて祭りしみ祈願の應験ありしと五雑組ゝえたり
ちまづあめまづ孟浪の呪も直實をしてたのめを神ゆ幸ひまあひけんかの呪して
やうし童毎年み成長した美人をまづ富家の娶とあり今年十八歳家内むつまく
栄ゆとまうゝ此娶の実家ハ今吾ゞ近隣ゝ居ゆ。ゆの主人の子ハ髪の毛を源氏の頂くなる疑
惑ゆゝみ私み前ゝハ書み淫ゆる過ありしゆ名讖悔みはゝ我けゝ居潜今
うみ紀しの○さて二歳より髪を生ゆ証拠ハ

源氏薄雲の巻

みゝ「ゆの春うう
あゝまをゆぐしあまそぎのおとゝそゆうくめでさくつうるきまゝみのかゝまるねど

人ばさらあり」かくの人ハ澪標の巻ゐて三月十六日明石の上姫君を誕ひるが薄雲の巻ゐハ二歳ゐる春ゐの十二月源氏の本妻紫の上ハ住ゐ人二條の院へ明石の上の誕ける源氏のたゆ孫の姫君を引取養育ゑ所の文あり「ゆの春より生ける とあるゐて二歳の春より髪を生て証とゑ〳〵しゐ生ゆきのわどらハ春より生ける髪の十二月ゐありぬゑばふさ〳〵とゐひのびて尼ゐ〳〵ハ髪さゑを切べき程ゐ〳〵とゐゐる女の児の切禿のさゑを禁式部ゞ例の妙華ゐて目前ゑるがごとく考ける ゑて則其世ゐ八百年前ゐ〳〵しさまゐり・さて又今產剃の時產髮少し殘し〳〵ゑ 往古より此風ゐり

和名抄ゐ「髻和名須々之呂・小児剪髮所餘也」とあり

然ゑば今頂後ゐ殘ゑ胎髮ハ生ゑ〳〵ゑ

御国ゐ同事

禮記内則ゐ「子生三月末擇日剪髮為髻男角女羈」とあり

西土ハ生て より三ヶ月ゐ〳〵て產剃をゐゑゐ髮髻をゑゑとハ胎髮を殘ゑ事也禮記の註ゐ・男ハ角・女ハ羈とゐ人事の解文多し圖ゐ作ゑ左のごとし

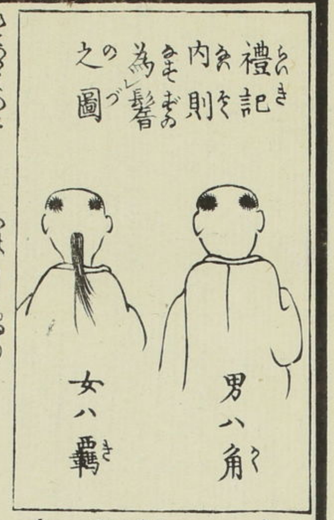

案ゐ禮記の本文ゐ「擇日剪之」とあるハ西土も胎毛ハ前〳〵とゐんなり 尾の法ゐ剃刀を忌〳〵ゐ

一撮殘ゑハ今市中ゐても男女ゐ〳〵ゐ人ちゃん〳〵ゐり女ハ羈とゐ人形状の頂後ゐ角と羈とゐて男女形をゐ〳〵ハ西土も稚きゑゐ女ゐるゐ男ゐるゐ瞥眼ゑゐざるゆゑ剃しける毛の二ツと三ツとゐてゑゐゐゐゐゐの目標ゐゑ〳〵又ハ二ツハ陽三ツハ陰の義ゐもゐゑ〳〵御国も神代ゑさゐゐり往昔の児曹女ハ髻をゐゑびてたゐ男ハ總角ゐゆゐゑ今も唐子髷とゐゐゐ和洪不契の駢事ゐり

二　目刺とゐ人小児の髪・糸九

中昔の風俗ゐ女の児の三歳より髪を生〳〵ゐ〳〵ゐ眉のゑゐ〳〵上のゑゐゐ截ゑゐ人てゐゑゐ紙同ゑ〳〵姿ゑて二歳より十歳以上ゑゐの額法ゑ

あり古来より髫の字をめざらと訓せなどゝ髫ハ小児の垂髪の事なりけるを
[illegible]る小児の垂髪の字ゆ髫髪と書あり新撰字鏡和名抄に見ゆ 説文ゆ「髫髪垂眉也」と
あるべ目ざらハ髫の字あるべ 狭衣巻三 此書ハ紫式部ゲむまあ後一条院のめのと
後の物也 ゑ歳ゆあり女宮さゑを「めざらあるひぐらを髪せちゆかきゆりつもつ
もあちびあ」此めざらと詞此書の前後のおゆもえなれど其の一ッを
あぐ 目ざらゆ両大人の説あるゆゑゆとさるゆ・さるゆもと引く 契沖阿闍梨の 円珠菴雑記 ゆ右の狭衣の文ろ
めげらの事成「えくあるべ髪のみどりをよつけて名付あたりとあげきあり」
とあるを真淵大人の標註ゆ「めざらいちひさな子のあるひ髪のみどりをて目成
さすがくおへなるてあるべ云あるべ」とあり此両大人の説ゆめざらの名義を考る
へらゆのも先年俗ゆの大和めぐりして京ゆ考へくく杖をそめ比舞子を招し
ゆ一人ハ切禿ゑて目ざらあるしげらち見もいとあつくしかし中国ハ今も此あり女
の子ハあるゑ十歳ゑぐまでハ目ざらあるときぬ関東ゆ元禄あるまでハ繪ゆ

えたり○さて真淵大人ゲ 万葉考別記 の統ゆ「其もく幼き子ハ目ざらもあるひて
額髪の見成ちまでゆ生下り・其れまでゆて肩あるへ下る末をまりて放てある成
放髪とも童放ともうゆゑ児ともいへり」とあり猶古書ゆ成見ゆて考るゆ
髫和名抄 といあち立六歳まで其れまでゆて男ゆまで髪上げ此支下ゆハ せぢる同
を髫放とゆへあと則今ゆ禿あり此かぶろとゆ名目中昔の抱ゆハえんぢ
源平盛衰記ゆ「入道殿清盛の計ゆて十四五ゆ十七八の童の髪を額のまちろ
ゆ切ゆ三百人召仕ゆける童ゆもあるゆ法師ゆもあるゆ何ゆ白やうん中暑入道
殿の禿と聞へけるべ京中ゆ又もあゆ高家の者也」とあり右の文ゆ童ゆもあるべ
とハ此頃及の男子ハ十三まゆ髫を一ッゆゆひて背後へたらしあゆ其のちハ總角
今ちぎ ゆゆひあゆる又法師ゆもあるべとハ法師と入道との差別あり法師
ハ今の山伏ゆゑ入道ハ今の僧形ありゆ多よ・童ゆもあるゆ・法師ゆもあるべ
と訳する文意を味ゆゆ男の子あるて女の子ゆゆゆ截垂ゆ風ハあるしゆゆ

髪を剃といひ給ふ此後建久六年民部卿家哥合に「いつよりまふ髪の白雪つも
るらんかぶろふえ〜の山のいさぎき」とあり東鑑巻八其外にも垂髪とあり唱食男の子共
の髪べ〜崇ふぶろい髪を被せもくの名のるべ〜ゆゑに男女共髪をうち
かぶりたる様かぶろとのひ〜あるんまへにもいるべ〜今も中国あたりの用さう様
生ひのべ〜十歳比まで女の子はかぶろありとぞ関東も元禄宝永のあたり
までもかぶろありしとこんく繪ふあまたこれも今はかぶろの名のみ殷廓に残れり

(三) 禿は中剃なる事

今中国にてかぶろは志ばくまはれたる用く中剃様なるよりは頭髪をあらさで為
るべ〜もかの用ぎれぶる中剃まろ〜んとなる事あり

うつほ物語

巻上の上に四歳の姫君のさまを「いとちひさくをかしげなるひたへを手遊のびたへ
なるべし」かたちのいとうつくしくかみうちやりあひたへのうへのかみ・つきてうちくし
げあり・此君姫君びん様ふとをかしくらうくしくをかしくあひて」とあり文意を

味ふに〜のかみ姫君様ひさ人の髪をたてめざ〜の髪を抜とかく「一説」
とあるつきとい中剃の中うあり・さあるふ「かくうえ中剃あひて」とあり紙よりでけばあり此
比及の物は中剃様つきとのひくる對紙をそざれば強てはのひがく後の抱あは西行が

撰集抄

は・月代今俗ふまた又平家の時代時忠は月代を抜ろたるさあ見あくらし
よ〜兼實公の

玉海

治承年中の書安元二年七月の所よりこれたり○さて又前まいひ〜く
今も中国にて女の子は十歳ばかりまでは髪をあはあり千年以前より万葉集千年以前よりの
の古風の残るあればいとくめでたき事あり万葉集の哥にかぶろの髪の
ふの名のみあて其のさまはいかねど紫式部が筆あは其の容貌見るのおとし

源氏若紫の巻

は源氏の君瘧の事祈禱の為は北山の聖の坊よりし時紫の上
をたてめて垣間見あるは「きよげなるおとな侍女あまたさていつくだへそのでいつあ
そびあるは十ばかりみやあるんとこんく紫の上・後は源氏の妻まろにきぬやまのぎきあるの髪
なるきて来たりきたる中略髪扇かみはあぎをあろげたるあうよゆらくうてかれは

「いとあくまりる〜たてり」（摺）ゆーあひさる雀子をみ〜たるを かるーぐるてみたるかわまきり 此文ハ左の図をてらして今中国の発児ハ千年の古風ハ残まる成もるべし

四　ちゃん〜・おけ〜・ちんかん

今俗ハちゃん〜として小児の髪を頭の左右へ結〜おくハ礼記内則の為髫と

あるハ〜けまび古風なる事勿論なり又おけ〜として頂ハあるハ瓔子栗の実の

形ハ似たるゆゑの名なるべし　清人ハ皆芥子坊主なりとも其の以前明人の

作りたる譯語全一冊ハ「髪頭為輕便婦人至嫁養髪」とあるべ女子ハ十三四までハ

おけ〜とこんなりけだ〜明国同一の風なるハあらぬ○さて又小児の耳の脇ハ毛を

のこすをはんなりといひ〜を近年いハ田舎おくい奴ハきこえなまごもちん

なの名義暁〜がたし〜ハ摂陽落穂集寫本寛政の比大坂人詩肉作「摂州有馬郡唐櫃村

ハ限りて半甲といふ事ハ出生の小児の額と耳の脇ハ髪をおそりとろへハ

ちゃぶを見をかくゆつ村の半甲といふ近年見ふ〜として然せばりし小児ありしハ

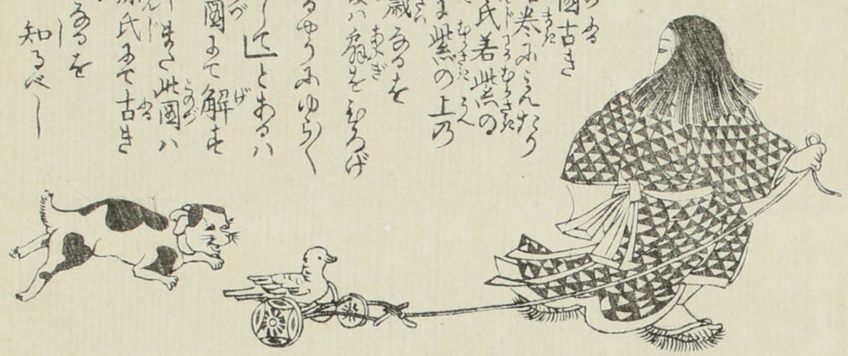

危雅ハて死せり村人等懼て旧例の如くハ出せとそ

小児の月代剃のうたなを浪花なて半甲そりと

いと唐櫃村の事ハ考る人稀なり」一条全文　此書ハて

ちんふの名義暁然たり・此後一月文政五年壬午の春とあるハ

有馬なる温泉のなりの人なて五ヶ草堂へ尋

来りて書画帖を出して一筆をたへり此人京ま

在りて画も学びしよ〜頗る文字もある口気

なり〜ばかの唐櫃村の事ハ結りて然るや

いなやとなづ称ればいりゆも実説なりかの半

甲の負ハとて席上ま作りたる図ハ縮てこゝ出せ

五　剃刀再考

古事記の垂仁天皇記玉垣宮ハ天皇の后の御兄

○亡兄醒齋京傳翁の著されし骨董集
初編名古屋帯の示み此図を出して寛永
以前の繪ありとあり是則
万葉集み賦しる
・放髪　伊勢物語の
・ありわらの髪あり
猶委しくハ次ぎのべし
此図を古書み参據
して案ずるに二百年以上よ
在り十六七の女子の態あり
全図ハかの骨董集みあり

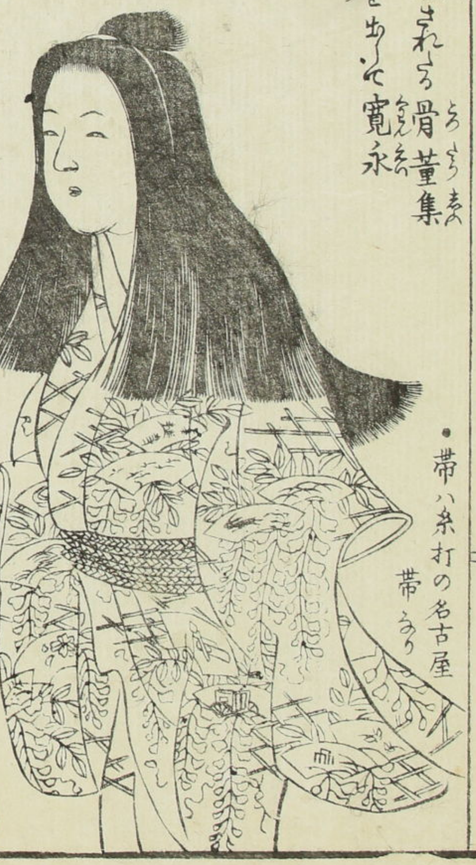

・帯ハ糸打の名古屋帯あり
・矮狗を牽く

十二四歳の女子

○貞享二年江戸板・秋夜茶呑物語とい
ひしみ此図あり
按ずるに「十三四ばかりの女子のさま」あり寛文あり
元文あらまで七十年ばかりの間の浮世艸
子どのみ発ある図あまたこれなきなど
ゆゑあハ其一ツを出せ

摂州有馬郡唐櫃村の
児曹半甲剃之図
按ずるみ此髪の
風関東あもこゝ
かの村の古風
他国みも移りし
ものゝん

豫知其情悉剃其髪以髪覆其頭云々」とあり本居翁が古事記傳巻廿四の
此所の解に「髪を以て剃落したる御髮を以て事なるべし」とあり此比
及剃刀とゝく物の有り毎しの考ふるに
ざまべ僧具の剃刀あるべたりしるし頭を剃ハ剃刀を除て外に物ハ依て思ハ
ム「剃其髪」とある剃の字ハ・剃・刷の字ハどもあるし戊古く写し誤り傳へ
来りしみあらざるが・剃も刷もまると訓べし又日本紀の天武紀に天武天皇
大海皇子と東宮たりし御時御父天智天皇の疑をうけ給ふ赤心を
表ずる沙本毘古王天皇に叛き稲城に
籠りみ后も罪をおそれて俱に城に
籠りあり」を天皇・后ハ助んとて力士
に命じ后を奪しめんとあり」を后
ありて捕らるとかゝ所の文に「尓其后

あらゝ〜あらん為め髪を剃除あひらる事えたり此頃ハ仏法渡りてのち百四五十年たち〜附ゑ[illegible]ハ僧具の剃刀ありつゝん 万葉集 巻十六ふ「法師等之髪乃剃杭馬繋痛勿引曽僧半甘」の哥あり是を証とすれバ元正天皇の御代霊亀・養老の比ハ剃刀あて僧ハ鬚を剃し事明〜頭ハ薙髪あり・さて今の如く男女剃刀を法ゝ人事ハ天正二百七十年前比ゟ以来の風儀と考へべし

⑥ 髪置 ○袴着 ○喰初

東鑑纂補ふ「仁治二年六月十七日癸酉・若君御前・御生髪也前武州着布衣令参仕給・毛利蔵人泰光・左衛門大夫定範以下父母兼備諸大夫侍候中畧殊及結搆之儀云々」とあり若君とハ鎌倉四代頼経ゟの御子ゟ御生髪ゟ俗ゟハ髪置ゟ三歳ゟ髪をおく事男女同やうあり・さて又 東鑑 巻廿四 仁治二年十二月廿一日の条「今日若君御前御袴着魚味也畧着始綿衣給」とあり前ゟ引る如く此年二月十七日生髪ありて同年十一月廿一日袴着の祝ひあり此若君ゟハ前ゟ鎌倉四代頼経ゟの御子後ふ五代目頼嗣卿ゟ延應元年十一月廿一日鎌倉ふ生まるゝ仁治二年十二月廿一日ハ三歳ゟ当の誕生日ゆゑ袴着の祝ひあり〜べし袴着の日より長絹の袴だりを着ゝめ初ひく児姿ふ有ゟ又 玉葉 ふも「養久二年四月十六日皇太子始て魚味を供ぎ御年三歳」とあり「魚味也」とハ出生以来此日を始〜て魚を喰ゝを魚味の祝とゝ魚の喰初ゟ有り〜ハ三歳ゟて始て魚味をゆるゝ風儀ゟ訳ハ次ふ〜〜又「着始綿衣給」ゟハ生てゟ冬も綿衣を[illegible]三歳ゟて始て綿衣を着る女の児ゟ三歳より始て魚味綿衣ゟ事男の児ゟ[illegible]ゟ養育ゟ古昔の風儀ゟ 安齋随筆 の説ゟ小児ハ脾胃を健ふ[illegible]て養生ゝ魚類ハ厚味ゆゑ脾胃ゟ泥まんをおる又小児ハ火気盛ゟゆゑ魚肉ハ膏脂て熱物ゟゆゑ火気を添んを恐ゟゆゑゟ三歳ゟまでハ魚味を食せ〜めぬ又二ツゟ綿入を着せ冬も給をかさねて着る事ハ綿入ゟハ熱気成

包ミて不漏ゆゑにせざるなり古人小児を育るに心を用る事斯の如し」とあり此説
宜なり唐国にての事なり【五雑組】十五巻事の部に曰「保嬰論に云若小児の安
要せば須く三分の饑と寒とを帯しむべし此格言也」といへり今魚市場の
犬に毛澤の美はなく寺院の狗は毛澤のよきなるは熱性の犬熱物の
魚を喰ふとくらはざるとのゆゑなるべし又被を重ね朝寝すれバ起て食をくらはず
あまり気血を包蒸するに過るゆゑなるべしまたあまりにあひくらはすれバ今乳のみ子
に魚味を喰せ綿衣はきせるなり頭巾をさへかぶらするハむかしにたがへりとハ舐犢の愛
より古風のすたれたるなるべし何をか舐犢の愛といふに老牛犢を愛して朝夕舐
て終にハ殺すをいふ・たとへバ誰が子どもといへバ父を指さし父よろこびて・そ
かしこものどやにえうびやりまたまたと甘物を喰せつひには虫気をおこさしむ是舐
犢の愛といふべし（舐犢の愛といふ事後漢書楊彪が傳に見えたり）或翁謂けるやう犬猫なりとも持ひさしき
は愛らしきものなりまして我子の二ッ三ッの頃ハ愛に溺まどはし児心も親の心を

も必然ありて心に欲所と欲せざる所・心にまかせざれバまづ声をあげて啼泣し悲しみ
あらず愛するを知て親を欺くのなり親ハあざむかるゝをしらず實に悲むとおもひて
かれが欲するにまかせて行儀を教ず是卑賤の子を養育するにおほくかくのごとし始に
啼時その欺をしりて強く叱るべししからばまもなく啼是実に悲しくてなくのなり
啼ときにまかせておけバ止ことなりがたきにいたる両三度にしておけバかならず欺き啼ず自ら教
のいはるべし君子ハ子を見て親を知ると古語にもあり又翁ハ若き女中たち
子をやしなふところえにいたるまで筆のつひでにかくしつ一〇件のごとく鎌倉将代にも今と
同く袴着を祝ひし事ハ此時代より遥以前にもあり歴し風儀なり【住吉物語】源氏物語より
前のものに大納言の中の大将のこども「をさなきものどもにちやまぎつけまゐらせんとおもひゐべるに」とあり又
【榮花物語】村菊の巻 長和五年（今より八百三十一年前）の所に「若君の三ツになり給へバ四月に
ちやまぎの事あるべし今よりつくもどころにおほせられて具どものみどろせさせ給ふ」と
あり男女ともにちやまぎハ三歳なる証拠とすべし蓋し女子ハ裳着をいへり（由来俗にはひのちやま）

竹取物語 竹とりのおきなかくや姫をやしなふところに「此ちごやしなふほどにすく〳〵とおほきになりまさる。三月ばかりになるほどによきほどなる人になりぬれば髪あげなどさだしてかみあげさせ裳きせ」とありおもふに三月を三年として姫君を三歳とせる文意ときこゆ 三歳の裳ぎ古書におほくあまそぎもさのみくはしからざるさし 女の児の魚味ハ 管見記 竹林院左大臣公衡公の御記、永享二年十一月廿八日の条に「息女三歳有魚味并・深髪事」とあり今児どもの祝ひ始するに中人以下ハ霜月十五日に限れども他国ハ然らずとぞ霜月十五日に定たるよしハ陰陽師の書に年中の最上吉日ハ・正月十一日・二月九日・四月五日・五月三日・六月朔日・七月廿五日・八月廿二日・九月廿日・十月十八日・十一月十五日・十二月十二日とあり然れ共此内いづれにても用ふべき事也と 貞丈雑記 にみえたりしかしながら祝ひ事ハ其児の誕生日なり

七 深剪 髪剪

中昔の書どもに深曽岐・髪曽岐といふ事あまたみえたり其のよしを書面に按ずれバ二歳までハ髪を剃り三歳の春より髪を生し其子の誕生日に髪置の祝ひをなせし此時裳着もありさてかたたらしなく髪を生ひのびて常のあるにそぐくなどよいはれば其児の歳のほどにはかくなりて髪の末を前刃整る紙加美曽岐とて祝ふ 切といふ事を忌て・そぐといふ 一年に二度ばかりそぐなり斯為ハ髪の末にてもくて見つたよからん為なるべし毛脚をそろへて生延さんためなり 後水尾院宸作 年中行事 写本慶長の頃乃物「三歳の時髪置あり霜月師走の内云々九歳の時紐おとしあり身の長にありあるひはいろいろもて來などもあり」是ハかしこきあたりの御事なれど上を学ぶ下の風も推て知るべし又或貴人室暦の頃の御作 玉函叢説 写本也巻の一 深曽岐の事といふ条に「万葉十三巻に歳乃八歳叶鑽髪乃吾同子吽過とあるを同書八の巻の八年児之片生乃時従とあるにあはせみれバ八年児ハ髪もまだ頭の末にたれてなかりしなれバ其末を頭の程に揃ろへ切りなどしたるなりとあるハおくれたる筋なくそろへたりきなど思へば元服まへのさん料なるべし 此風後代までもつたはりなれど五歳にする事となりたるなども後の代ハいとさかくまさり甚しき人に後漢書鄧皇后紀に曰・后年五歳大

傳婦人愛之自爲翦髮とあるべき是を本として五歳あるいはあるいしもあるべきまゝ
ふり袖ぎと名付たる事は中頃より東山童女の十六あるは髪袖ぎといへど袖れよ
むかしは髪を切るべき深曽岐とからひ袖ぎ給へけん」一条全文 此御ン説ハ詳あり
江戸市中にて霜月十五日を小児の祝日とする事は一年の内は大吉日七ツあり霜月十五日は其一ツ
事前よりなるが如くあるゆゑあり京都は髪置の祝ひ霜月朝日大坂は心まゝにて日をえらむ帯
ときの祝ひは京も大坂もせぎとあるを人のあり

⑧ 振分髪

小児男女とも三ツより五ツ六ツのゝ比よりして髪の毛肩あらはなる比をとるなり
とかく袖ぎ長ぎて十三四以上まで髪も長く帯もなるまで成うるかゝあり又つら
ハ。とかゝは女のみの名あり此名目のこんなる昏ぞ 今よりあるあらはるゝ礼式のことなるこゝろ
下ふ引く源氏ワラ 新撰字鏡ニ「髫・髮至肩垂貝・宇奈井」とあり 愚按髫ハ髫の誤字なるべし詩
この名目あり 和名抄ニ「髫髮和名・宇奈為」
経鄘風柏舟の篇ふ・髫ダル彼両髦・とあり毛傳ふ
肩ふ垂る髪とあり髫ハ髪を剃掃ふ字あり
とあり・うなゐの後をうなゐ・とあり紙ハ 万葉十六 「櫛之光有長屋尓
吾率宿之宇奈爲放髮挙都良武香」又振分髪ハ同巻七「未通女等之
放髮乎木綿山雲莫蒙家當将見」伊勢物語ニ「くらべこし振分髪も肩過ぬ君あらぬまゝに髪上けつる」此哥の心を俗ニ解バ・おまへもいつしか
うなゐのもとあり此ハ髪の長さも比来しねるゝ吾ハ髪や振分髪も肩を過
ぬまゝ定る男ふ髪上げさせんふ君あらぬまゝに髪上させん・この心あり
ざるゝ比十七八のもとあり髪あり男を定むまゝ 振分髪の間ハ成長ふ法まで髪ものび安
其男ふ髪をあげさせ櫛あらくくハ髪あげのあるべし
けるまゝ一年のうちふ二度ばかりのびみだれたる紙剪ばかりゆるゝ
郷源氏の註書 紫の上髪袖ぎの下ふ三ツ源氏の本文ふ あふひのまき 源氏の君紫の上を
ひまつりふ「紫の上 姫君のいとうつくしげふ袖ぎ給へるを おとなびるとうちあるみなる玉ふ
ゝるところ 源氏 源ガ
源 君ハいざあなたのふ祭ふんよとて御髪おさへ給へるを かたるでまひて ひさ
云 剪 しう袖ぎ給へざるを今日けハよろ日あるんうしてあるゝ暦博士解問
間 紫よつふ童女を源なるもふ
あふひど・女房 女房とふとも髪袖ぎたるも いで孫とて
女装考 巻三 十二

末
まくそ。まるやうみ抜きつくして。うきめんのたちまみかまるをどけきゆうみ。源云 髪のつむぐ
しいつまを抜くむくそ。うたてそろせうもあるうみ。いくみあひゆくんとまくんと。抜だに
づくひあいとあぐ死人もみひひ鎌いまくみどくぞあるせむげみ抜てれるまぢのあるや。
あまうあさけあくうんとて抜だまくちみろといまひきこえあ」とあり此時紫の上十四歳
の夏あり同年の冬源氏と新枕あるまく同巻よこたり源氏ハ紫式部ガ胸間より
出作り物語あまど當時の事物をうくかれる物あまべ今より九百年前ハ男
のさげうれど禿あるべくこれ近き比まぐも残まる事前ヨ出たる図絵見く
まうべくー○振分髪まくあるを男をさざむまべ髪上げくて髪曽岐といふ事せまを
簾中旧記 此書ハ今より三百五十七年ガ明應年中の物也「とぐんを抜くハ十六ろうあり抜だまくるハ抜の夫
男をぐありぐどんのうくまて抜ぐあり百樹云どぐんのうくハ碁盤の上ハ乙女を立せく髪を抜くをいふ とぐんの髪ろく
うくハさひのまみのまりよりみのまたハ耳を髪の西をいふ かみのうまたハ耳を今呼
まくまくうあぐの下まをまくくて一方のまひのまみよりいきめをこくて

まけたるかうの毛ひのまみふうくべくー但髪まくばつきめふうくべくー」とあり此
文を推バ髪前ガ髪の毛の長ハ大概かゆげくー二尺前後あるべくーかゆうみぐん
の毛を截垂ま風俗七八百年ガの中昔よりあくくー事あり

九 額髪を前垂・耳たをみ

前ガ引る源氏葵の巻紫の上髪をぐの西ヨ「いとあぐき人もひとひかくハまくー髪
みぐかくぞあめる」とあるハ髪のたけハ長くとも切たくま額の髪毛ハ短きのぞとふ
ことあり是乃髪截あり 濱松中納言物語 今より五百五十余年前永仁のころの物 巻四ヨ「あたけのぐどみ居丈
ひぐくーみまあくかまたるもうくるぐこひのぐどみゆうみ抜ぎかけらまたるも
まぐまたそうくるかけつきの花やうみうく」とあり今源氏絵とて宮女の熊をあぐくみ
かぐくくしたる髪の毛のあうみ髪まぐ紙面みかけてあぐくハかの額髪をぐん抜ぐー
たる形貌あり此ぐん抜ぐまるうみ両義あり一ツハ面貌の飾のたり一ツハ人ガ顔を
あくまま時うれとかくまべき扇も持ざるをうハ此ぐん抜ぎまくる毛を顔へ掛て顔を

かくさせたまへり清少納言が枕の草子季吟本巻九に「かしこきかげとさゝげたる扇をさへとられたるにふりかくべき髪のおぼえさへあやしきまでにさるけしきや見えてあらめ」とあり是は清少納言始て中宮へ宮仕へに出し時中宮の御兄伊周公に俗に上東門院と申はいとはづかしくて扇に顔かくしたる様の扇もとらせよと伊周公のとりあげ給ひし事にて其さまの髪をふりかけて顔をかくさんと思へど其さまも見ぐるしからんと心にかくしたるなり此文にて一ッは額へふりかけ持たる様を見るべし同書巻十一に「そぎ髪長やかにおもやうよき人など」とあるも一証とすべし・さてそぎ髪と云ふ風俗元禄年中までもありし事は髪の風の図説に出したる所にあらはせるべし○此そぎ髪を剪たるよしがやうとまゝ面へみだれかゝる物ゆゑ耳へはさむ様耳にはさみとていはき支へなり源氏ははきぎの巻に「おしきみにさしぬかさてもよかるべしとおぼえたるにはあらじまだ様たて耳はさみがちにさうなき家のうじのおくらちをけたる」とあり是は女の品定めする馬頭源氏君へ申上るところなり此事を本居大人が源氏の註に

「古への女はみな髪をなでつけそぎ髪を左右に耳よりおくへもなでて事なるをかちをつくろはぬ女ぞ耳よりおくへたりける髪をはさむむづかしくおもひて耳にはさむをいはある物語に・ほそけまでなれしもえ打みだれたる事なくみてはさみそててふといへり此物語題号に正三位とあれども此名はらけがよし」とあり又同書の横笛の巻に「らへもおれさへあぶらちかくさうよさせ給ひてみぐるしくして耳くらひていさゝか為まへりたし」とありおちゝ夕霧大臣の北の方雲井の鴈君の心ちるやみ給へ時あまたそまだもはくろひ給はで額髪をも耳はさみしあひたるありさまにて中宥の此らん様ぎまろ事をおもふべし・いとちりし寛政のころも市中の女どもそぎ切そぎ髪を切かけたる風ありし事はありしが今はさる事のの我こま國よりては今なも有とぞ・さて又今女の子の耳より毛を生したるもまた俗に奴といふをなるぞの遊びなどする附なからず耳にかけたるをさむるをさるあり物よみべかるさまをもてもかの耳はさみをおもひ出して遠きむかしをしの

なげかしましく月花をや

⑩ 髪のさがりば

びんそぎして其のあたりの髪の毛をさがりばといふ鬢剪の異名ともいへど
いふべし【紫式部日記】中宮御産の条「おものまゐるとて女房八人ひとついろにさうぞきて
かみあげしろきもとゆひしてしろき御盤もちてつゞきまゐる 中略 もとゆひばへしたる
髪のさがりばつねよりもあらまほしきさましてあふぎにはづれたるかたはらめ
いときよげに侍りしかな」云

按に貴人の御産ありて八七日の間ハよろづの物みな白きを用ゐる事往古
より東山殿ころまでも然ある事其の比の記録にみえたりそあるも白き衣
裳の女中八人が黒髪のさがりば映ありと其のさま称するなり
【源氏空蝉の巻】空蝉と軒端の荻と碁を打所軒端の荻の貌を「髪いとふさ
やかにてながくはあらねどさがりばかたのほど・いときよげなり」又枕のさうし・栄花

ゆゑもさがりばならむ

⑪ 髪あげ

髪あげといふ事古書どもにあまた見ゆ結髪に両義あり一ツハ男をさだむる時かの
振分髪を一ツに結集挙て其の末ハ脊後へたらしおく其の義ハ男の元服と同然
なり是上代よりの風儀なり日本書紀の【允恭紀】今より千四百余年まへ七年の下に「皇后聞
之恨曰妾初自結髪陪後宮既經多年」とあり前にも引る万葉に「う
なひなりし髪あげつらん」とある哥も伊勢物語の「君ならずして誰かあぐべき」
の哥も婚を約して結髪する証とすべし漢土も【文選】蘇子卿古詩「結髪為夫婦・
李善が註に・結髪始成人也」とあり和漢駢事なり・さて又男せずとも其の年
頃になりぬれバ髪あげする事もありしとみえて【竹取物語】に「此ちごやしなふほどに
すくすくとおほきになりまさる三月ばかりになるほどによきほどなる人になりぬれバ髪あ
げなどさうして・髪あげせさせ・裳きす」もぎハ女のをとなになる髪あげざる歳のほどをとなになる事なり ・さて又髪あげ

今一ツハ宮女たち御陪膳の時ハかゝらぬ垂髪を結ひあげて櫛をもさす事あり
かゝるよゝいまゝゝまゝハ御膳の具へ髪の毛のゝちりけゞさんとぞるゆゑ
ありまへの櫛の条ものゝ如し此前の条ハ引る紫式部日記ハ「御膳ものまいる
とて女房八人ゝ」とありて「かみあげなる女房ハ」なまゝと義考て「例御膳
まのゝとて髪あゞる事をまゝる説・かゝるをりとてさりぬべき人ゝ撰ゝ召へうゝ」
又枕のさうし「おのゝをりゝありてみくゝあげまゝりて藏人どもまゝるひの髪あげゝ」
又江家次第嘉保・康和の比の書今より七百五十余年あの物巻十七立太子の条「幼宮時ハ女房陪膳を為も
一下本の髪を上ゞ女藏人四人以上傅供」本書洪文とあるあてゝ御陪膳ハ髪あゞ
まるゝ説あるべゝ猶引べき書あまたゝゝ髪あゞる髪のさゝゝ考へあり下ハのべゝ髪あげハ両義ある事斯
ハ如ゝ

十二 神代ゝの髪の風一変まゝる事

神代の女の髪ハ風いまへまゝいゝる如く天照大御神の御髪も御髻を一ツ結く
ゝ
ゝたゝゝゝあゝる状神代巻を証とまべゝ此風後まつゝまゝたる事ハ人皇十五代
神功皇后三韓を征ゝあゝんとて筑紫の浦まて御勝利を神祇ハ祈玉ひ験あゝ
バ此髪分まて両とゞまゝて御髪を解まひ海ハ潮ざまひゝゝバ髪あのづゝゝ分て両
と為ゝを世のまゝ髻とゞのまひゝく假ハ男の息とゞゝまひゝ事日本紀の神功皇后
の巻ハ詳あり是まゝも女の髪ハひとゝゝゝゆひ男ハ両ハ綰結神代の風の不変ぞ
まゝゝゝ此男女の髪の風期てあり歴ゝ事天七地五の神代ゝ人皇三十九代天智天皇
の御代まで不変ゝハ天武天皇の御代ゝゝて一変せゝ事ハ日本紀天武巻下巻ハ
白鳳十一年三月の詔曰「自今以後男女悉結髪」とあり本居大人ゞ古事記
傳巻七ハ天照大御神假ハ丈夫の御装束を為賜事の註ハ右の文を引て曰
上代ハ結とゞひゝハ本を一ツあつめ挙て結て其末ハ後へ垂ゝたりけゝを彼詔ハ結
ゝとゞまハ頭上ハ結綰て髻とゞまをゝゝるべゝ」とあり是日本まて女の髪を結ふ起
原あり・さて右の御制ありそのち二年たちて「男女四十以上髪之結不結任意」と在

て又二年たちて（十五年）の詔に「婦女垂髪干脊猶如故」とありなれば此比及天変地妖うちつづき且又御悩のまれなるもありしゆゑ神代よりの髪の風をあらためあらしをかくみあひて再故に復あひけんか（本居大人の玉かつら巻十四の説）此後十九年たちて文武天皇乃御代慶雲二年十月の詔に「今天下婦女自神部齋宮宮人及老嫗皆髪髮」とあれども垂髪なる人もまれ〻なる御制なれども紛れもなくして其世の習ひのまゝあれば改らざりけん〻中昔の物語昏よりくるゆう皆まべく髪あげまゐらせ唯大宮禁中のみにてある附の説いとく〻中くに慶雲の附け御制を用ゐるべく然れども氏の君を中あひなるとて假に大内の様をうつしかづく所の文に「女は髪上げく唐衣きて〻清前にのぞび男は冠りしうへのきぬきでにあるべしとあるを清前を思てうつくしきなる事田中大秀が竹取物語の解に右の文を引て曰「縣居私云真淵なり落四物語にあるべく一人にていたゞきまゐ髪を巻あげてつざまるに主のあへなる

榮花物語

吹上の巻に神南の亂松とのゝ大百姓むまあげ産る帝の御亂なる源氏の君を中あひなるとて假に大内の様をうつしかづく所の文に「女は髪上げく唐衣きて〻清前にのぞび男は冠りしうへのきぬきでにあるべしとあるを清前を思てうつくしきなる事田中大秀が竹取物語の解に右の文を引て曰「縣居私云真淵なり落四物語にあるべく一人にていたゞきまゐ髪を巻あげてつざまるに主のあへなるあはかにあるべくて出まゐ又いせ物語に高安地名の女は髪を巻あげたる時あり髪を種にをかていそぐうつくしく髪上まるは晴なりなれて居るは常なり巻上るは私なりと云まゐ（真淵）なるべし心得べし」とのゝ前に引る吹上の巻に「女は髪あげてうつくしきぬきでにあるべしとあるべくて物語のうちにおまへにいづるあるべくして同時の物語ども中におまへにいづる附にとゝにに髪あげまるべきことなるは不審なれば陪膳の附にあるべき髪あげまるべきはあまさこそなり但し吹上にも陪膳をいへるに

（十三）結髪考

古昏に結髪とある註釈に髪をあげたる其髪の形状はまるぐなりと弁たる物まゐ管見にはさるべきゆゑ斯やありけんと考へつゝ固浅学の陋説取にたるべけれども姑くもて諸賢の教を俟○

紫式部日記

に中宮彰子（後に上東門院と申まゐる関白道長公の御むすめ也）敦良親王を産まゐ（寛弘六年八月十日也のちに後朱雀院）条に帝（一条御誕生なり〻若宮にとゝめて御對面の為道長公の御ものに行幸あり〻下の文に

「行幸はなろのときと、まづあろうきより人々けさう（化粧）しひさうひを（暑北）みかれ
ばなるみをかなめへぐて女房（女中）のゐたる・南のたまろのとりまぐれをまと
ー（出）をきあげて内侍二人・いづ（出）ばの日のかみあげ（結髪）うちきまぐ・からゑ（唐絵）をかろ
しげよかるゆうあり」（下畧栄花物語ゆもこの事をかきて文句も大方あるゆゑ引き）

「かろゑ紙おろーげみかきたるやうあり」とゝ紫式部ゞ目撃所載かきたる光髪
あげたさまのおよこんるハ此文句のみあり・さて唐絵ゐ比ーたる此及の西土ハ北宋
の淳化年中あり寓山楼（文晁翁）ゐハ宋画の摸本あべーと尋ね問けるゐ果ーく尓
ばきたる摸本を寫ー抜たる紙畧ーてあるよ出式部ゞかろゑのやうといひたるゐ
此図紙てゝーゝゝまべ結髪の狀のゆゑうさ様ゝうゝ・さて西土の大古の髪のさゐハ
詩経小雅都人士章「彼君子女・卷髪如蠆」（同次の章ゐ「終朝采緑不盈一匊・予
髪曲局薄言帰沐」とあり・蠆ハ蜂の如く螫虫なり和名・佐曽利とゝ云ふ
まども和名抄ゐハ蠟蝓を佐曽利とあり字彙ゐ「蠟蝓ハ土蜂」（和名抄ゐ蠟蝓を誤るとあり

蠆虫之図

物類品隲巻之五ゐ此図あり

虫の大さ図の如ー

和漢三才圖會巻五十二ゐ「水蠆俗ゐ云ふ太以古充之形畧蟷螂ゐ似ゝり云ふ」と
ゝり亞の種類ゐるべー是髪の風ゐハ用ゐけまど偶と華のたゝでゐ云ふ
・さて巻髪如蠆とゝふ紙詩経箋註ゐ「蠆螫虫也尾末捷然似婦人髪末上
曲巻然云ゝ」とあり然まべてゐ出せる宋画の髪の風も・巻髪如亞虫・とゝひ
ゐ畧似ゝり又・予ゞ髪曲局とあるゐも遠ゝ迄又礼記内則子事父母と
ゝふあゐ「・櫛・笄・總と云註ゐ・總ハ髪を束て餘を垂る也」とあり是又亞虫
の形ありたまべ西土ゐも上古の髪の風を世こゐたゝく大同小異あるのミゐ

本草綱目を見まべ蠆ハ山中の石の下ゐどゐ
住む虫とゝまべ蠟蝓も亞の種類ゐ佐
曽利と和名ゐ訓けんゝー新撰字鏡ゐ
螫を「・佐須・又・佐曽利」とあり蠆も螫虫
ゐ多ゐ佐曽利と訓てもよーゐきゐあゝ

○宋人李戴華・絹幅落疑あり画院家の鑑識もありて真跡とぞ・全図ハ此美人庭中の松下ニ立て手ニ團扇を持・牡丹花下ニ猫蝶を捕へさる様視る侍女一人あり小童二人一人ハ猫を指さ一人手を挙て笑ふ着色建幅

寫山樓摸本

事文類聚後集 巻十二 宮粧の条

ふも又清人補稼軒が 堅瓠三集 巻一 ふも歴世の髪の髷ノ名あまたある中ニ・雲鬟・双鬟などの名ハ・唐・宋・元・明の詩ゆもあまたこれるハ今もつふ唐輪の事なるべし是等ニッの証ニて較ベ中昔の結髪の状ハ唐輪ありけり是ハ世の学者浅学の強言なるべ取ニたらぬまどもおのひとりなるべ是ニあるて緒君のをしへをまつ○唐輪と

髷の名 日本紀 ふ角子を男の子ふ あげまきからこと訓 太平記 抄録巻月を脱せり「年十五六許なる小児の髪唐輪ニあげたる」又東山殿前後の記録ぞもかこと とふ名こんなまど皆男の児のこふ ふり 耳底記 烏丸光廣卿細川玄旨と問答の書「元服以前の童の髪ハ常ニ切事なし長ニあまるこも生ー切ぬ也髪を結ふ附ハ髪の元を取掬へ頂上のなどへ上げて結之其末を二ツニ分け額の上ニ丸く輪ニ唐輪ふ結之也」とあり 是古より男児の髪の風さて女も便宜ニよりてハかこふひひも古代ふ ふる事前ニのべたる如ー

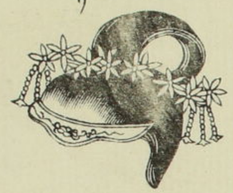

・同書の内

・此髪もかこと似ふ

○清俗奇聞 乞巧奠の呼の図・侍女三人あり

とこんて東鏡 巻十七 正治三年五月十四日の下「坂額女如立里上髪云々」とあり是唐淪ふるべーいとのちれ物ふぐ〻天文年中の書 奇異雑談 巻五「唐ふ男女緒人髪を

ぐらゝめて髪をつゝめて髪の根より四五寸なる釵をよこふけて髪を釵よりてゐるゝ
ままにてあゝくてあり日本よりゆき女の筋曲といふべくあり」とあり又よ筋曲と
かゝることきこゆあり三百年前より女もかゝるふゆゑ事はありしぶ其の瞭然は天正
の間なる天文より四十年のち「小松軍記」群書類従本　陣中へ軍士の妻食物を持ゆくなるを所
「粉毛の髪を唐曲より結て云く」とあり又松田一樂入道秀任寛文七年作「武者
物語抄」寛文九年上木　全七冊巻の一「古き侍の物語より曰・井筒女之助と云て武遍世よ
渡り奉公人ありけり彼の人のかたち女人の出立よりて髪を長く生しかゝるゆゑ其
唐輪の中より不断平針をけゝみてゐる也是は人よかゝ輪をこゝとまでゐる為なり
らぞ・傳聞より井筒女之助は境善狭ものひく吉川廣家の家来なるゞ浪人にて摂及
有馬郡の内三輪とゝ所より久しく住ゝとまく一生まちどゝるかゝぐしき武士なり
ゝぐ渡りありき後は雲州より下り堀尾帯刀吉晴の家来となり雲州にて病死
なりときこえし」とあり又七の巻より「喧嘩口論を起しけゝ」の意趣より命を捨ること

せんゝる事なりむゝ井筒女之助とゝ侍あり其のかたち女人の出立なり髪を長く
生かゝ輪よりゆゑ着るなるゞも女人むかの小袖なり不断刀脇差も幼少なる人の
如く鍔際まで切ゝりあてけゝるとあり此心はなゝ人より頭巾をうたゝくとも一生
ゝゝしの意趣なれは死ぬまゞゝの心のちなりまるゆゑ常は男をやめてつまる
所は主の御用より命を捨んとの心なれ女人のごとくの形をなし女之助とも名つけるる
也ときこえし」親は境備後とゝて吉川駿河守元春の家来なり女之助若き名は
境又平とゝゝ人也藝州沼田郡新庄とゝ所より出生ときく右の境備後より今
の境宗右衛門正次まで八四代也ときこえ」とあり是より徴拠ば天文の間よりの筋曲
いひを天正よりては唐輪とゝゝ中人以下の女は常ゆゑとこんなり祝儀の
時は下げ髪なり・さて右の井筒女之助とゝ名はかゞき狂言なるゞ女中たちも知れる
事次第なり
名ゞゝ結柄もとて唐輪の考証のつゝでより實傳をきゝつゝ件の事ぞの後
なりひてゝつゝ考るゆかの髪上のさまを「かゝ条をゆゝげかゝるゆゝ

○唐輪髷之古圖

此圖ハ岩佐又兵衛ガ筆ありそそ或人のもつる摸本ある紙あゝハ全圖を畧一つ本幅ハ極彩色ありていろさゑ岩佐ガ真跡と見ゆとぞ此画人ハ慶長元和を盛ん画ける人ゑれバ唐輪の髪のさま証ともべし此画人を俗ゆ浮世又平と云つゝふ

ある」と嶽式部ガいひなる其の形状ちさくみ岩を古圖の唐輪ゆやありけゝ是ハ又も管見の強言ゆゑ其ゆゑ

○亡兄醒齋翁・骨董集の上編・三線鼓弓の古制衣・とゝ条の撿証の図ゆ髪を唐輪ゆゆひ振袖を着て将儿ゆ腰かけ三線をひく図の傍註ゆ「寛永正保の比の古画ありり三線の古製をうるべし・美少年の男子の体也」と云ふたる其の図ハ踊り儿繪の中より拔寫れる物ゆゑ原本の全図ハ拔うゆされる図と知ゆゑゆあるもの八人大小あるひハ股差ちうゆゑ

ありて美少年のさまゆゑゆゑ踊りの三線ひく三人ハ拔図をも美少年ゆゑ男子ゆ体といへれるハ一時の瞞失ゆり・愚按ゆハ六条ゆ廓ありし時遊女茅ガ盆踊の図ゆるべし然ゆゑ寛永の比・京寫本寛永の比の京のゆハ廓中の踊の事を「太夫天神のゆゑ髪ハ結つゝみ大振袖いづれも美少年の如くゝ」とあり又大小ハ真叡ゆあるべ踊道具也

日次記事ゆ「九七月街市ゆ・太鼓・團扇・大小木刀・加伊羅木の事・三尺手巾・奇特頭巾・作り鬚・金箔紋所・を賣る是盆踊必用之具也」本書洪文とあるゆゑ

右の図の大小ハ踊り道具ゆる事明し人物ハ遊女ゆるべく髪ハ唐輪ゆり・此考証ゆ引る書ハ醒齋翁骨董集ゆゑ他の事ゆハ引きられどつまるとて偶然女を男子とあやまりゆり是ハ此書ゆ用ゆけまゝ唐輪の事の法のでゆゆゑ亡兄ガ為ゆ骨董集を補ふ

（十四）寶髻とゆ髷

箕山ガ大鏡

唐土ハ国の閑廟より女も巻髪風俗あるゆゑ歴世の髪の結ひゆうの名ある事彼国の書ぶみ散見する処枚挙ゐ遑あらぎ御国ハ神の御代より女も垂髪あるから髪のゆひゆうの名あり事ハ[illegible]ゆゑ人王六十代醍醐天皇の御世よりして結髪あるゆ宝髻とゆふ名始て延喜式衣服令ノ下ゆふ[illegible]たりされど宮女皆宝髻あるゆあらぎ内親王・内命婦礼服の時ハ宝髻あり支註ゆ一品已下五位已上宝髻を去る・とあり此宝髻の事を今義解ゆ・宝髻とハ金玉を以て飾物あり是乃神代の餘風ありといふるハ神代ハ男女とも髻ゆ珠を飾る事前ゆいふ如し

・さて此宝髻の形状ハ安齋随筆赤鳥の巻ゆ「上ッ代の結髪とゆふも垂髪を頂の上へさうあげて猫の如くゆて指ゆを結て釵子を刺ゆ」といへるさう雅亮装束抄ゆ釵子の刺様ゆ[illegible]されども宝髻の事ハえびたぐ釵子ようつけくある紙を頭ゆいふまさを[illegible]ゆへバ宝髻ゆし事推て考ゆと後の物ゆ[illegible]ゆ・栄花・源氏

・百樹按ゆ

・宝髻

・釵子

・かんざし

ゆの名・さうを
のちけ名・大ぐん

元結の名
古今同一

此図
・女官服章ゆあり
写本の物

但し[illegible]ハ後世ハ絵元結あり
・髪のまきようかり三所水引ゆく

・枕のちう・式部ゆ日記ゆゆも「さん〜さて云く」とある事のさゆ宝髻のゆひぶりをもあらしむ

右の図ある女官服章とゆふ書ハ奥書ゆ宝暦十三年癸未五月廿七日平貞丈とあり

て或縉紳家の御本を寫さまてるよう〜也書中の事ゆハ宝髻の形状ハ一誌

室町殿比ゆふ貞丈先生の註釈ありちまぞかの宝髻

とさべ〜

（十五）むかしのまぐらしけさま・髪のゆくだむ

〜の垂髪のさまハ古画ゆもあらるまで七八百年前の宮女を今目前ゆ

みる心地なるは「枕のさうし」季吟本 巻の二「きよげなる人の夜中よりは風のさはぎにねざめつれ
ば・ひさしうねおきたるまゝに・かゞみうちみて・もやよりゐざりいでたる・かみは風に
吹まよはされて・すこしうちふくだみたるが・かたにかゝれるほどまことにめでたし」とあり
其のまゝ見るが如し・おきて髪のふくだみたるとは髪に癖のつく事なり此詞
古き物語どもにもあまたみゆ・ふくだむといふ・たゞむの義なり本居大人の玉
かつま巻の八に考説くはしくのせられたり

（十六）まくらがしらにて夜寝・枕屏風の本義

むかしは女商人さへすべらかしなるは下にしきて図にこそあるべし さて宮女など寝るには
髪を枕にまとひて臥たるさま古き画巻どもにいとあまたみゆれば
臥す人枕のもとにみだれの箱（俗にみだれ箱）をおきて髪を入れて臥する事もありしと
みえて古画巻に其図ども見たる事ありしが女装考の企いまだならざりし比なれば
いかなる名も見おぼえしなるも画巻の名さへわすれたれば古画巻をうかゞふ絵
師たちへたづねしかど摸本もなくちかごろにかぎりし人もなりき其のち文明年中
の武家の女中むきの事どもの記録を抜書したる物とみゆる「女中心得之書」（写本全二巻）
に「かみをさげての時は枕のもとにうちみだれを（箱也）おきてそのうへにか
みをかくべし まくらびやうぶ・きんだいにも かくるなり」とあるは およそ今より三百
年前をいふなるべし うちみだれの箱は理髪道具を納るが本義なるべし 臥
髪をいるゝはよしあり・さてきんだいのものは物吾浅学にて見証なければ或故実家に
たづねる書翰に「貴人長かもじにて出歩行の時はかもじぬきてうちみだれの
箱に入れ着坐の時はかもじをのせて・おりおく事・およそばにすべる女房の心得なり
ざればうちみだれの箱におきおる事もあるべしとあり・さてきんだい
とやまるは簾基と書また形は衣桁に似て茶人の風呂さき屏風などの物にて
袿又は帯など假に掛置ものにて閨の枕べにおくべき物との伝へは覚悟不仕候」
と答へ依て按ずるに今用る枕屏風も長かもじ其の外身につく物を仮に掛る物

・たち君

今より四百年余前下臈女

○此図ハ文安宝徳の間の物なりと書つゞる七十一番職人哥合の絵なり・たち君とハ今俗みなべバ切見世のあそび女・法ド君とハ夜鷹又ハやなりともの女なりもしくハかるいやくたりなる女さえさげ髪なるべ其他をもあつてちらべーさまざまのゆーくて身をたてるうもの女ハ心のまゝみ髪をむすびもく図もあるべ物みこも

・法ド君

○ことだうき

・やぐらぬ

○此図ハ天和二年大坂板西鶴作の一代男とのゝさらしの巻の三ゝえたる絵也此外ゝ三人なるべしるる女もみるさげ髪なり本文を按ずるべ妾奉公なる女茶屋などゝゝく目見えなる而なりあるのゝ今より百五六十年なるり以前まゝハ町家の女なりともあるべなる席へハさげ髪ハまるる事とゝえなるり・一代男の書中ゝ島原の遊女ゞさげ髪なるゝもこゝ色むなるかる風俗なりしハ世々の風なりうちゞまくく残まるゞ常となりなるゝなりまるゝ今下げ髪まるハよりあるゝなりの式正よのゝ残りしハ昌平ゝ多さなる法まくよるゞの事　軽便ゝなりて下げ髪なり不便なるハゝのゞるまるゞん油のゝできしより髪の風もさゝゞゝなりしハ国沢のまるとゝとめでくぞあるゞゆる

○此櫛の図二の巻の丙人出まべさを余地なるゝ此所ゝのまゝ

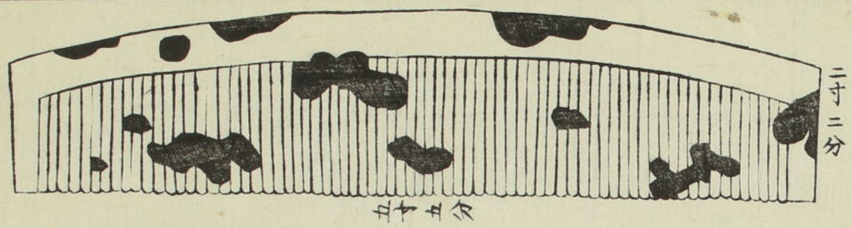

二寸二分

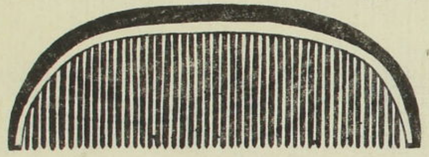

・長き櫛ハ今より九十年なりあるゝのまゞ母の若かりし比なる物なれ今猶家ゝあり髪なるゝの挽ぬなるり・小櫛ハ上品なる水牛ゝのゝ寸法図の如くあるさゝ峯ゝのゝ一分つゝく末ハ一分ゝよりゝ古色なるさる二百年外の物とゝも今かるるのゝ櫛市中ゝふもるゝゝかるりしゝふかるりしゝとゝゝべくゝるゝもゝゝよるゝゝいるべり

山東菴所蔵

○此図ハ学友椿園翁なりるゝ文安の比の物なるかゞるりの繪巻ゝえたる京の四条の町家なれ物なるさるゝなり是をゝゝ棚と本文ゝあり物なる女も物かゝ女もさげ髪なり今ゝいくく風俗のかゝまるを

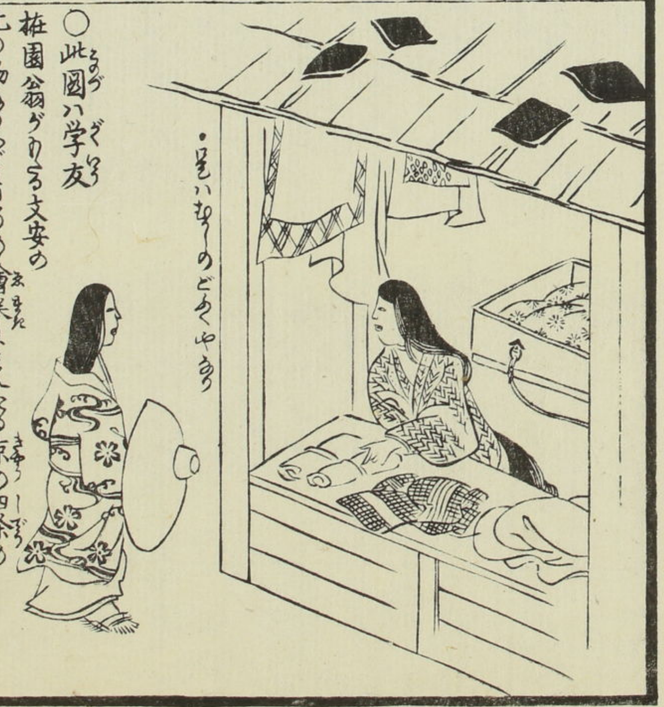

・是ハ物のどくゝなり

まるべ此所の全図ハ骨董集二編の下ゝあり・ゝゝさなるゝ棚ゝ物をゝべくゝゝもくの名なり今市中ゝくゝゝもなるゝもゝなるゝもゝなるゝゝ

いろ名の二ツゝあるゝまるゝなり

にて高さハ一尺五六寸なるが本義なるべし

(十七) すべらかしにて厠へ入る

おのれ此書を注するにつけておもひけるやうむかしハ貴賤とも下げ髪を常とせしかバ厠に入るをりハいかにと偶と心にかゝり女房の昔がたりを捜索しにありけるが阿仏尼が乳母草子にもえざりしに幸にも引る［女中心得の書］を得て発明せり「御隠所への事ハ夜の附ハかいどりをバとりて世中かゝげて帯へはさみまゐらすべし夜なれバ手しよくをもちてまづ主よりさきへ入り内を視まゐらしおそれのありところハさぐりおくちくさくさくもよれあるなどありて細註に「せつゐんにハ鼠などある事あり此ゆゑにまづ内をうかゞふなり」とあるにてすべらかしハあつかひがたきゆゑにむかしもさることぞあるらん今の女中ハいかばかりなる附御前を下りて私事に立居まけなれバかいどりの末を袖に入れたる事なれバ東山殿ころの女中にありし事にて古き風なり

(十八) 落髪を焼捨る

［公事根元］(今より四百五十余年前の書)「十一月下の午日蔵人御ぐしのけづりくづ紙につゝみて主殿寮にむかひてせうなり此外ところなる事なし」とあり是帝あるひハ皇子皇女の御髪の梳屑なるべし是をやかせらるゝハいかにとなれバ髪の毛ハ多年を歴されども消ざる物ゆゑ灰となして埋もし流しもせらるゝなるべし今俗に剪たる爪火に入れバ爪のぬし気ちがひになるといひて禁らしむるハいかんと見れバ毛も爪も気脈のあまりなりさる事あるべければ御髪を焼べき

(十九) 髪を洗ふ紙まきをかへ古言

今物を洗ふ紙すまきといふ女詞いと古し［うつほ物語］(楼の上の巻下廿上)「七月七日・かぬ宮髪・すましまゐらせ玉ふとて・かうれ南なる山ゐのありひきたるに泉を引ける庭・たまゆらかど丸のあふぎ水のうへにたてゝ・内侍のかみ・おとゞもにおはします・髪をなあり・人もこんねかさなるほどにほんせん・歩障・さかせ・玉へり」とあるをすましまゐらせといふ女詞ハ八九百年およそあゆしをなすべし七月七日に油の物をあらへバよくおつる事妙なるゆゑかくのごとく髪を洗ひ

あひ〜をうんあるで物語れうちゐ七夕ゐ宮女加茂川よいぞく髪あらゑ事藤原の
君の巻ゐこゐ・さてこゐゐほゐせゐとあるハ今の幕のまうゐる物あり唐土ゐもある物女ゐ髪
あらゑゐハ肌もあゑゐゐるゆゑ歩障を引さるゐあり（歩障ハ音便あり）・赤染衛門集巻「ながう
きみ〜ところよかゆらあゑひゐいきて（住）（頭）（洗）「ふるさとのいさ井のゐゑはきみるぐゐつのこゐ（中）（清）
ゑゑぞあくかまゐゐける」ト灰汁よいひうみたまバ水灰汁あてもあゑゐ〜ゑゑん・伊勢ゐ集
ゐも井水ゐ沐哥こんゑゐ是ぐん法ゐ油ゐ元世ゐまバ也

廿 髪あらゑ吉日

論衡第廿四 譏日篇 唐土の古書「沐書曰子日沐令人愛之卯日沐令人白頭」とあり女中
ハかゑゐゑぞ子の日ゐ髪あゑひゐゐべ〜ゑゑくゐこゐやつゑゐる女中の心得ゐもこそぞ

廿一 むゑ〜の女ハ髪の丈長ゑゐ〜 証拠

古事記應神天皇の巻ゐ髪長姫の名あり本居大人の古事記傳ゐ「髪長比賣
の名ハ義ハ字の如くゐゑべ〜」とありて別ゐ説ゐ〜さまバ此髪長姫の髪いとぞゑ

長ゑうゑん神代ゐハ人身の長高ゑう〜事一の巻ゐのゑう髪ゐ長ゑう〜とゑんく
古事記（神代の巻）ゐ大宍年遅神を八十神憎ミ玉ひく殺さんとたくみゐて窠ま〜
なる時かの神ハ髪の毛を卧〜ゐひる室の毎椽ゐ結着ゐる事ゑんゑう（古事記傳巻十ゐ説あり）
その時髪の毛の長〜とせう　ちまバ女ゐゐ紙さう長ゑうゑん〜・さて八百年の中昔ゐありて女の
髪今ゐくらゐまバ甚長く身の長ゐあまゐまゑう・ゆゑうくゐゐゐゐゐむゑ〜ハ水油のみつけて
油の事次ゐ　ゐゐゐゐゐかゑゑ〜しゐくゐゐ生延ゆゑく今ハゐきゐゐゐより油ゐかゑあてちぐゐ結ゐゐゐ
ゐゐハ長ゑうゑぬゐやゐゑん〜むゑ〜の長ゑうゑ〜ハ「うゐゐ物語」藏ゐ元の巻上の上御産ゑう七日目の巻・此書ハ源順ゐ作とゐゐ説
もゐまバ今ゐゐゐゐ九百年ゐちゑゐ古書也「女御君（聞）きこんゐゐタさゑうハ湯殿ゆぐのまべ〜ゐゐ玉へ髪ゐ〜かきと
うんときこん玉へバ地ゐゐゐゐ（中）暑女御君かんのゐゐ・かいつゐゐつけゐゐゐゐゐゐゐゐゐ（髪ヲトカス）（甚）（多）
うゑ〜げゐゐハ〜ゐくゐゐゐゐゐ（尺）云ゐ」とあり（此書中此外ゐも髪の長き事ゐゐゐゐゐゐゐゐゐ）髪をゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐとゐゐゐバ髪よゐゐゐゐゐ事明ゐゐゐゐゐ此物語ゐ源氏のまうゐる作り物語ゐれど
其世ゐハ髪の丈八尺の女ゐもありつゐるゆゑよ物〜ゐるゐゐゐちまバゐゐのゐゐゐまるべ〜

住吉物語 上の巻に正月十日姫君ちご殿のに遊ぶ所・此書は源氏より古人の物「中の君あり玉へり車より下る紅梅のうへに

あやのうちぎ着玉へりさ〜あゆみ玉へるさまいとあてやかに髪はうちぎのまをかくし

かりそう三の君あり玉へり中略姫君三の君早とみあゆみもあり玉へぬをいろみをばあろ〜まの〜せて

とせあけまとば中略あり玉へり撫かさ物の清拔衣とうへるまぐさ髪はうちぎのまをかくしゆくるふあまをとり紅裳

のまぐさ髪よくく玉へり居丈高長脊

ふまをつむ花十八歳「まづゐたけのたかう・をせあるうへにをとこ孫つぶまぬか頭

ら清元髪のかく〜もうたく〜げみそ・めでたく美とありひきとめる人くゆもをさく専あるまぐう

うちきのまをかたまりて引ひたるうへ尺だろうあまりたくんとうあ坐一をる髪のまぐべなまりて

とあるん又同書「よのぎみの巻」に此まをつむ花年頃めり清ひひる侍従とのに女にいろる品

「かくみゆ夢へゆめべきみ身馴小袖着古しあれとうる・りゆあをたれば年来召つかひ見せまへべきめ品

て清髪く〜のうちたりけるをかくゆ毛カモジまをへるぐ九尺よだろうゆていときまうるをあ好〜げるをゆ

いまて・ゆぬえうう小袖ゆあるたる物あるのいとかくだ〜き一つぐ〜て賜閉」とありあるゆもち髪あまべ絵

ぞあるべき然るゆ九尺とあるハ清きたる物あるん者あるハ觀進聖職人哥合今より三百余年前

・文安の比の物髪捻の繪の哥ゆ「花かくるうち髪あるうばゆるひあさ物ゆつぎそもうらまー

ものを」猶かくるの条ものべ〜又枕のさうし

みどうそあるぬべ〜」又ゆうまー き物の条「髪長くうるえうう・さうだをめでたる人」

とある髪のさけ長たを称美する事を地のべ〜さまべ物ものかた載るゆん榮花物語

初花の巻「宮ゆうへのいつぐのゆあて〜ままに・清てあひをせさせ哥をどゆやとそ・たぐ今の

寛弘五年清とう廿だろうゆこ髪をて〜まをど・ひとゆうぐそあて〜まをものとろうさ小作りやうゆ〜まをあろ

中略あるゆ〜ゆうあるまをゆ〜ゆをゆたべあるまゆ細毛やうゆめでうて清身なるゆ二尺だろうあま

らせ玉へり」又同書寛弘七年「大姫君ハたゞ今十七八だろうゆく清〜こまやうゆいみどう

うく〜げゆそ・たけは四五寸だろうあまり玉へり中略中の姫君ハ後小上東門院後一条院の御母十五六ま

大姫君ゆうはまて〜おくきゆうゆそ・ひとまうゆ甚宿徳ゆうあるうへのめ〜ゆうあるさまげの人やとうん

美ひて清ぐ〜ハたけゆ三寸だろうたるぬをどゆそいみどうゆまをゆうまたのゆ〜げゆうん髪多ゆ」

猶長くのびんとなのりきせ又宇治大納言物語ふ「一条院の御時堀川右口臣女御上東門院の臥せあるあり
さゑを見あへ西「見たてまつりせあへバ中畧ひぐ〜ひとうろうめでたくくひとけふ二尺ばかり
りあまりうあうのまたちたうよやさまでひくさうまきあげふこんさせあへ」とあり按ま
右より引る栄花あ十五六あて「ひぐ〜いたりふ寺だうたうぬ」とひてまあ「ひさみは二尺
だうあまうあう今たちだうみや」とあまびあ五年ゲだよひ髪二尺七寸のびあひ〜
ありかやうの事今ハあるべうびう又南朝の忠臣吉房卿の筆記あり〜吉野拾遺巻三
「南都諸大寺を巡礼して侍たうう物どもあきさきさ・ぢみたぐり〜附心ふあみて
たふどく日数のうるもあうぢさまよハうゆゆもありがくあてゆ〜くあうて〜ハ與
福寺宝蔵の内ようまんき箱あり物の中ようたけ一丈あまうある髪あり物のいろ翡翠
をゆざむく黒髪つやうふあうくあぢらうびたあう〜是ハ光明皇后のひぐ〜ありとぞさう
ふ今ちうの髪ハ似ぢかうる物もありけるあやとおびへたべう七百余年のむ〜ぢたぢを
今うるちうの心ちふあんたべうひうちのうるう〜きいむ〜よりの書どもあかひぐ〜く紀

ちめつたべ今さうのべたる事ゆあうぢ觀音ぎりのさんさんあうとうふ事かの縁起
ふもんぐ〜ゆん事ゆたゆ事ゆうべ〜」一条の全文かあうふ紀〜あひうる吉房ハ仏道を修ド
ひひく入道あり〜のち南都の佛閣をめぐりたぐみあひ〜附の事ゆたべ此御髪の
事ハ見玉ひを祈ゆ事ゆ〜たるふて露だうも文をかぢうたるふハあべうべ今
髪の毛一丈の女あべ人ゆふとういたんあう〜今も髪の毛まぐれて長き女あり〜は
物ゆ〜えうまあふのべ〜○謹按ふ光明皇后ハ聖武天皇の皇后孝謙天皇乃
母ゆあり聖武天皇ハ孝謙天皇の御世天平宝字八年五月治年五十六ゆて崩御
あり光明皇后ハ天平九年崩玉へり御年六十聖武帝の御陵佐保へ合葬〜たる
かの一丈の御髪ハ御在世ふ御法躰あり〜御遺髪ゆべく寺院ゆ残るハ深く
仏道を信ひ〜ゆゆ由縁事ゆべ〜・さて百四五十年のちうたもり〜もでも貴賤
とゆくたと髪ゆ長き代称美たるあり冨士人穴草子寛永九年板「又ふふ女ありけぶ
さいの髪の長さ百丈だうふあゆて髪のううハ火焔のゆゆる女あり見ハ人の髪乃
河原

長き髪をうつくしみたる女あり世人かゆうの事をおもひべうるぶ法みつる事あり」とあり
今八髪をゆひあげ上下の常なれば髪の長さも程さも心よきもの人の世の心より
八丈の髪八妖物ともいえまつされど今も世に八髪の長きあり寛政の頃或人の筆
記せるなる寫本「豆島見聞私記」岡本の部「ある日あるかと見めぐりて山の麓の村を
通りて附間荒る垣ばかりなる見いたれば時しも五月なりれば単衣着なる
若き女あるあり染糸乾てある様ふ立ちぐ自らけづりてあなるグ黒髪掾ふりぐるまる
ぐの長さ立ちぐらちあどろ立てあ立ちよと後者をとぶとあ立きつけん障
子の内へ逃入りけるふ黒髪八世とふあまりて引きけりのちふ世事を里の翁ふ語り
けれぐ此島ふ八さる女ありとかくりき」とあり島ふ八丈也「和漢三才圖會」正徳三年板
抵長者三尺許琉球国の髪八五六尺」とあり世ふ八かの国ふ移りたぐるふ八あるべ
ろを通商ふまるぐるとあるぐ八この髪ふてあるこの女の髪の毛ふるべ〜今も
さる女あるめりかの八丈も然らんう〜・さて八丈島の髪長姫ふ似る事西土ふもあり

元人伊世珍作津逮秘書ふ納「瑯嬛記」巻上「輕雲女の名髪甚長毎梳頭立於榻上髪
猶拂地元く」とあり・件の事ぞもの他和漢ふ髪の長ろう〜書見・抄録ふ及ん
ど文も髪と倶ふ長ろれば皆棄て不引

廿二 下輩の下げ髪

往古八貴賤ともに常ふ下げ髪ふる事前ふものるる如〜「枕のさうし」ふ見てあ
ぬべき物の段ふ「げに女の髪うるちくみづくてあるぬべ〜」とあるも下主女のさば
髪をいつるあり後世ふありても「平家物語」巻二鬼界島の事を「男八烏帽子も着ぬ
女八髪もさげざりぬ」とあるふて賤の女もさぐべうう〜あり事明〜下輩もさげ
髪の風俗世くふ傳りし証八天和三年大坂西鶴作「一代男」巻三下の関稲荷町の
遊女の事を「上方のもの〜ありてうみざさぐ髪さげるぐ〜おれうふちうみ」と
あり田舎のもちあ女妓さ人垂髪ふ袿ものるをもて其他をもるべ〜「已往物語」親見翁享
保年中八十余歳ふて寛永以来江戸の風俗をかまるる物学者ふ流布ものるふ弘化二年・八十翁物語としてある人上樹を
「もの〜八正月五節供恵ふて祝ひ日あく

京水筆　百屋

何程の小身にても家の主人麻上下を着し召仕ふ侍も上下を着る（中略）五節供ハ内室髪を下げ針妙も髪をさげ十歳以上の子供親の如く相応の衣服をきせる也是のミならず神佛参詣にハ髪を下げる云々」とありあハれむかしとあるハ此書を作られたる享保より六十年むかしの事なるべし万治寛文あたりの事なるべし故に此図を照しみて下輩もさげ髪なるをしるべし

㉓ 兵庫といふ髪の風

今俗よりいふ児髷又ハ唐子髷をもいへど上古ハ・ひさごはな（瓠髪）・といひ中昔ハ・あげまき（角子）・といへるハ皆男の児の髪の結風の名なり女の児の・目ざし・ふりわけ髪・うなゐなどいふハ髪の毛のさまにて結ぶりの名にハあらざる事勿論なりさればおもふに宝髻を女の髪の髷の名の起立とすべし次に筋髷次に唐輪の名ありしとおもはる慶長の末寛永の比にいたり唐輪一変して兵庫といふ髷の名あり状ハ図をみてしるべし此髷ハ摂津国兵庫の遊女より結ひそめたる髷なり寛永八年板の俳書

犬子集 前句重頼「兵庫の者よなどめんだう」附句「けがをしてゆく女房の髪の曲」又慶安元年板 崋続集 前句正信「嫁よ所聞が兵庫に泊り船」附句「名に結びたる青柳の髪」又 婦人養草 貞享三年板儒者藤井懶斎翁作 巻二「当時貞享二年也髪のゆひやうに名を島田兵庫などいふハ遊女の在る所の名をかりていふなりとぞ」とあり此兵庫髷寛永の比より盛になりておよそ六十年むかしの間都も鄙も中人以下の女ハこれをゆひたる髷なれば其事の書見いと多し抄録するにいとまあらずされど不引げし吉原大全といふ書に（明和五年板巻の三）元吉原の比兵庫屋といふ遊女屋より起りたる髪の風とあるハ兵庫の遊女屋妓をつれて江戸へ下りて妓楼をひらきたる比其妓の髪の風を他の妓もならひしなるべし又此結ひ風元禄よりしてハ島田・勝山の二風におされて稍すたれしとみえて元禄八年板大坂人俳諧師伊原西鶴が作 俗つれづれ 巻四「歳ハ四十四五なる奥の（按ずるに此比ハ市中冨商の妻をおく奥さまと云京大坂の詞也）むかしを今に兵庫曲をうるさげに（中略）ぬり笠にめうきのくわんをかけいそぎたまひしに赤いの緒を

よろづ所のやうなるこうあり」此文あそ兵庫髷のまされる事明〻然れども天明の比までも遊女あり此風のあるて上臈のゆのらあれうこ横兵庫あうざうこありしよ是も今ハ島田よりて兵庫ハ影もこんぞありぬ・兵庫の髪の状四は巻よ図あり

廿四 島田髷の始原

兵庫の後島田とゆ結風あるる此あり慶長より明暦あるまでの雑昏ども多ハ名も図もこんざれど寛文の中ころより起りゝあるん万治二年板浅井了意ゲ作 東海道名所記 巻三 大井川の条よ曰「島田よりあるまでかまど作ひよ寄銭ゆ緒がらけぬとゆ馬うきまて島田の事あるべ髪をゆみたる事をよみ五へうゝと」ゆ是よ知ぬ「たまくやの女ちちりの作くも髪せあて島田よ結うもがる」とよみたりげゆゝ春元の句よ・名よゆのやげも島田の柳髪といる面新たべるこ

なるゝ男の騎る馬の手よ作ひたてゆく」とあり前よ「ゝる貞享二年の婦人養草ゆ・髪よ島田兵庫ゆどゝ遊女のあるゆの名我かりそゆとある説よ対金こ

又享保十九年板菊岡沾凉ゲ作 世事談 巻五「島田とゆハ東海道島田宿の女作髪の風を結ひける故れゆ名よ此名あり」とゆゝ按よ宝永七年板 寛

潤平家物語 巻一 ゆ正保慶安の比東海道の茶汲女の名高き我ゆべのゆあるよ「鈴下嶺の・おふ宮・坂の下の・お所・関の・小方・桑名の・おまゆん」などゆべのゆ皆島田ゆもさるものあり髪の一風我ゆひたゆし事もゆべゆ髪ゆもあ田舎の女ゆハ下ゆなる髪の風二百年ゆ天下翕然とゝ島田ゆるハ女装中の一奇事ゆりもゝ島田宿よ遊女ありゝ事ハ 盛衰記 巻廿 又 平家物語 巻十 ゆも若殿原打つゝ島田の宿の遊君よ遊ぶ事こんなり昔ハ海道よ遊女ありしとこんて 更科日記 ゆ此書ゆ作者孝標朝臣の女足柄山ゆやどりし時遊女二人傘をきて来りゝこゝ事こんなり 曽我物語 ゆハ鬼を海道一の遊君とゆゝ寛文五年板 古今夷曲集 よ「大井川ゆ髪をたて宿の島田ちゆ髪もゆゝ君 保友 又元禄九年板 女重宝記 按よ此書新古二板あり 巻の一よ髪の風をゆべのゆ事よ「町風ハ家も田舎も島田ゆゝ髪の

二ツの上﨟も下﨟もいふ事七八十年此方におこりしとあり按に元禄九年より八十年前ハ寛永四年也此比及ハいまだ島田の名も図も物にえんぜされど右に引る寛文五年の保友が東曲などを参考すれバ島田髷の起りハ今よりおよそ二百年前なるべし其風今に盛にて錦殿蓬窓島田ならざるなきがごとくめでたき髪の風にぞありける元禄の間にハ・大島田・やつし嶋田・なげ島田・なげ嶋田など皆状によるの名なり此宅みな・玉むすび・吹あげ・はりくれ・猫ざかぐの髪の風あり其物にえんなれどよりきなれバめしの髪に状を述るハびん附油との物起をしるしおきぬびん付のえだゝまりハ次にいふべし

歴世女装考巻三終・前編之部